

～市営住宅の社宅等活用による地域活力向上事業～

市営住宅の社宅等活用に関する募集要項

1. 募集概要

市営住宅では、入居者の減少、高齢化等が進む中で、市営住宅のストックを有効に活用しながら地域活力の向上を図ることが必要な団地が多くなっています。

こうした中で、本事業では市営住宅の空き住戸を社宅等として活用し、神戸の産業を支えていく人材や昨今増加している外国人従業員等の居住環境を整えるとともに、地域活力の向上を図ることを目的として、この度、市営住宅の空き住戸を社宅等として活用する事業者を募集します。

2. 応募の要件等

応募者は、以下の要件を満たす企業の事業者または監理団体（以下、「事業者等」という。）です。

※個人での応募はできません。

(1) 応募事業者等の要件

- ①市内に事業所を有する事業者等であること。（神戸市内に市民税を払っている事業所があること）
もしくは、今後1年以内に市内に事業所を有する予定である事業者等であること。（現在事業所を有する他市町村で市民税を払っている事業所があること）
- ②暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団及びその他反社会的団体並びにそれら構成員等からなる団体、宗教活動や政治活動を主たる目的とする団体、その他公共の福祉に反する活動を行なっている団体でないこと。
- ③家賃（使用料）の支払いの見込みが確実であること。

(2) 入居する従業員等（技能実習生を含む。）の要件

- ①応募事業者等の従業員等であること。
- ②日本国内で住民登録されていること。
- ③入居する従業員等または、同居者が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員でないこと。

(3) 応募にあたっての留意事項

- ・利用にあたっては、各種法令等を満たすとともに、必要な届出、手続き等については各事業者等の責任において行ってください。
- ・事業者等又は入居する従業員等は、自治会に加入するなど地域コミュニティ活動に積極的に参加してください。また、事業者等は、入居を開始する前に自治会や近隣住民等にあいさつを行い、入居した後も従業員等と地域との顔つなぎなどを行なってください。

3. 募集住戸の概要

・別紙「募集住戸一覧」による。

※位置図、住棟配置図、住戸平面図、主な仕様、使用条件（使用料、敷金、仕様、共益費等、駐車場など）は別紙参照。

※今後の募集については、毎年2月・5月・8月・11月に募集住戸一覧を更新する予定です。

以下、神戸市HPをご参照ください。

URL : <https://www.city.kobe.lg.jp/a74622/kurashi/sumai/jutaku/information/publichouse/syataku/r.html>

4. 応募方法・手順

・応募は先着順にて受け付けます。なお、1度の応募は3住戸までです。

① <応募シートの提出>

上記「募集住戸一覧」より、ご希望の住戸を所定様式1に記載し、電子メールにて添付の上お申し込みください。

※なお、受付開始前での受付は致しかねますので、必ず受付開始以降にご応募下さい。

※一覧表の中には、決定している場合がありますので、応募の際はあらかじめ募集住戸を電子メールもしくは電話にてご確認ください。

・様式については、神戸市ホームページよりダウンロードが可能です。

URL : <https://www.city.kobe.lg.jp/a74622/kurashi/sumai/jutaku/information/publichouse/syataku/r.html>

【提出先】 建築住宅局住宅整備課事業計画係

メールアドレス : jigyokeikaku@office.city.kobe.lg.jp

電話番号 : 078-595-6507

② <応募申込書の提出>

受け付け確認後に受付完了メールを返信しますので、1週間を目途に所定様式2に必要事項を記入し、必要書類を添付のうえ、持参又は郵送にて下記へ提出してください。（電子メール等での提出は不可）

・様式については、神戸市ホームページよりダウンロードが可能です。

URL : <https://www.city.kobe.lg.jp/a74622/kurashi/sumai/jutaku/information/publichouse/syataku/r.html>

【提出時間】 持参の場合の受付時間は、平日（月～金）9:00～12:00、13:00～17:00

【提出場所】 〒651-0083 神戸市中央区浜辺通2-1-30 三宮国際ビル3階

建築住宅局住宅整備課事業計画係

③ <活用決定の通知>

提出書類を審査の上、活用が決定の際は、応募者へ電子メールで通知するとともに、郵送により通知書を送付します。

※応募要件を満たしていない場合や、提出書類の記載内容が事実と異なる場合は、失格となります。

5. 入居までの流れ

